

利用料（厚生労働大臣の定める基準額）

（地域区分含む）

居宅介護支援費（月額）	要介護１・２	要介護３・４・５
取扱件数 ^{（※注）} ４０件未満の場合	１１，１４９円	１４，４７７円
取扱件数４０件以上６０件未満の場合 （４０件～５９件の件数のみ）	５，５７４円	７，２４３円
取扱件数６０件以上の場合 （６０件以上の件数のみ）	３，３４９円	４，３４４円

初 回 加 算	① 新規に居宅サービス計画を策定した場合 ② 要介護状態区分が２段階以上変更となった場合	３，２１０円
退 院 ・ 退 所 加 算	病院等の職員と面談し情報提供を受けサービス利用調整を行った場合	３，２１０円
入 院 時 情 報 連 携 加 算	入院時に、病院等の職員に利用者の必要な情報を提供した場合 情報提供時（Ⅰ）訪問した場合（Ⅱ）訪問以外の方法の場合	（Ⅰ）２，１４０円 （Ⅱ）１，０７０円
特 定 事 業 所 加 算（Ⅲ）	中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高い居宅介護支援を実施している事業所が対象となる加算	（Ⅲ）３，２１０円
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	それぞれの事業所に対し利用者の必要な情報を提供し居宅サービス計画の作成等に協力した場合	３，２１０円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより医師等と利用者宅に訪問しカンファレンスを行いサービス調整を行った場合	２，１４０円

※ これらの加算は上記の条件を満たした際に、加算されます。

※ 特定事業所加算（Ⅲ）については上記の条件を満たし、加算させていただきます。

平成 27 年 4 月 1 日